

重要事項説明書（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント）

1 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの目的

要介護状態になることを予防し、居宅において日常生活を営むために、利用者様の心身の状態等に応じたサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、サービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。

2 事業所の概要

（１）事業所の概要

事業所名	松山市地域包括支援センター中島
所在地	松山市中島大浦 1626 番地 中島支所 3 階
電話番号	089 - 997 - 0454
F A X 番 号	同上
通常の事業の実施地域	中島地区

（２）職員体制

	常勤	非常勤	計	従事する業務
管理者兼保健師 (または経験豊富な看護師)	1 人		1 人	事業所の管理、統括、介護予防ケアマネジメント業務
社会福祉士	1 人		1 人	介護予防ケアマネジメント業務
介護支援専門員	1 人		1 人	介護予防ケアマネジメント業務
相談員	1 人		1 人	事務

（３）営業日及び営業時間

営業日及び営業時間	平日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
休業日	土曜・日曜・国民の祝日・年末年始及び法人が定める日	
備考	毎年 4 月には、休業日を貼り出すこととする	

3 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申し込みから介護予防サービスが提供されるまでの流れとその主な内容

① 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの申し込み
・重要事項説明書をお渡しし、内容をご確認いただきます。 ・所定の書類を市へ届けます。
② 契約の締結
・契約を締結致します。
③ 状態の把握（アセスメント）
・認定調査結果および主治医意見書などを入手するとともに、担当の介護保険支援専門員や保健師が利用者様やご家族に面接し、抱えておられる問題点や解決すべき課題を分析します。
④ 介護予防サービス計画原案の作成
・アセスメントの結果をもとに、どのような支援が必要かを検討し、介護予防サービス計画原案を作成します。介護予防サービス事業者を選定して頂きます。
⑤ サービス担当者会議の開催
・関係するサービス担当者を集め、介護予防サービス・支援計画書原案について検討します。利用者様の希望や心身の状況等を考慮し、介護予防サービスの目標とその達成時期、サービスの種類、内容、利用料金等を決定します。
⑥ 介護予防サービス・支援計画書の交付
・検討されたサービス計画の内容についてご確認、ご了承いただきます。 - その上で、介護予防サービス・支援計画書をお渡しします。
⑦ 介護予防サービスの提供
・介護予防サービス・支援計画に位置付けられたサービスが各々のサービス事業者より提供されます。
⑧ 状況の把握（モニタリング）
・介護予防サービス・支援計画書の実施状況の把握につとめ、定期的に評価を行い、必要に応じて介護予防サービス・支援計画書の変更を実施します。
⑨ 給付管理
・介護保険サービス等の利用実績を確認します。
⑩ 介護報酬等請求
・介護報酬等の請求事務などを行います。

4 利用料金

要支援認定を受けられた方の介護予防サービス計画作成費は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。

- ※ 保険料の滞納等により法的代理受領サービスができなくなった場合は、1ヶ月につき下記の料金を頂き、事業所から「介護予防支援提供証明書」を発行します。
この「介護予防支援提供証明書」を後日お住まいの市役所窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

ケアプランの立案作成等	4,420 円（利用者負担はありません）
初 回 加 算	3,000 円（利用者負担はありません）
要介護認定等の代行申請	利用者負担はありません。 ただし、代行に当たっては、手続き上、被保険者証をお預かりすることになります。
介護予防サービス計画の作成依頼届	利用者負担はありません。 ただし、代行に当たっては、手続き上、被保険者証をお預かりすることになります。
情報提供	利用者負担はありません。 ただしコピーする場合は、1 枚につき 10 円がかかります。

- ※ 国が定める介護報酬の改定があった場合は、改定後の料金とします。

5 相談窓口・苦情窓口

- ① サービスに関する相談については、地域包括支援センター中島の「お客様相談窓口」にご相談ください。

お 客 様 相 談 窓 口	電 話 番 号	089 - 997 - 0454
	F A X 番 号	同 上
	受 付 時 間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
	担 当	住田・黒河・上郡山・丸児

- ② 時間外のお問い合わせについては、次の「時間外相談窓口」にご相談下さい。

時間外相談窓口	名 称	松山市地域包括支援センター中島
	電 話 番 号	089-997-0454
	上記の電話番号におかけ頂くと携帯電話に転送され、ご相談をお受けいたします。	

③公的機関においても次の機関において苦情申し出等を行うことができます。

松山市役所	所在地	松山市二番町4丁目7番地2
	所管	指導監査課
	電話番号	089-948-6968
	FAX番号	089-934-1763
	受付時間	平日 午前8時30分～午後5時15分

愛媛県国民健康 保険団体連合会	所在地	松山市高岡町101番地1
	電話番号	089-968-8700
	FAX番号	089-968-8717
	受付時間	平日 午前8時30分～午後5時15分

愛媛県福祉サー ビス運営適正化 委員会	所在地	松山市持田町三丁目8番15号
	電話番号	089-998-3477
	FAX番号	089-921-8939
	受付時間	平日 午前9時00分～午前12時00分 午後1時00分～午後4時30分

6 緊急時の連絡先

サービス提供にあたり事故、体調の急変が生じた場合は、事前の打ち合わせにより、家族、主治医、救急機関に連絡します。

7 賠償責任について

- ① 地域包括支援センター中島は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にともなって、地域包括支援センターの責めに帰すべき事由により、利用者様又はそのご家族の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当の範囲内において、その損害を賠償します。
- ② 利用者様又はそのご家族等は、利用者様又はそのご家族等の責めに帰すべき事由により、地域包括支援センターの職員の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当の範囲内において、その損害を賠償して頂きます。

8 虐待防止への取り組み

- ① 利用者の尊厳の保持や人格の尊重、人権の尊重の観点から虐待の発生やその再発を防止するための委員会の開催及びセンター職員への周知、指針の整備、研修の実施等の担当者を定め取り組みます。
- ② サービス提供中に、当該センター職員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報をします。

9 秘密保持

- ① 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- ② 事業者は、担当職員その他の職員であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- ③ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ることとします。

10 記録の整備

利用者様に関する介護予防サービス計画等、法定代理受領サービスに係る重要な関係書類等は、その完結の日から5年間保存しております。

地域包括支援センター中島は、重要事項説明書に基づいて、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容および重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

＜事業者＞	法人所在地	松山市溝辺町甲 331 番地
	事業者名	医療法人 友朋会
	事務所所在地	松山市中島大浦 1626 番地 中島支所 3 階
	事業所名	松山市地域包括支援センター中島
	説明者氏名	印

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

＜利用者様＞	住所	
	氏名	印
＜代理人＞	住所	
	氏名	印
	利用者様との関係	